

## 令和4年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和4年4月18日（木）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和4年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第6号 令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について
- 日程第4 報告第7号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 報告第8号 令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について
- 日程第6 承認第4号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第7 承認第5号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第8 承認第6号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事の計画について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事の計画について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備工事の計画について
- 日程第13 議案第15号 瑞穂市立給食センター運営委員の委嘱について
- 日程第14 議案第16号 令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第15 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 その他 教育長  
事務局長  
教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した委員**

服 部 照

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 井 上 克 彦

教育総務課主幹 鷲 見 政 道

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 郷 通 芳

学校教育課総括主幹 石 野 陽 子

学校教育課主幹 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課主幹 野 口 智 子

生涯学習課長 松 島 孝 明

生涯学習課総括主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課主幹

佐藤 文 行

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹          野 津 浩 行

**○傍聴者**

なし

### 開会及び開議の宣告

○**教育長** 皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和4年第4回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

---

### 日程第1 令和4年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和4年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和4年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 日程第2 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、森下委員よろしくお願い致します。

---

### 日程第3 報告第6号 令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について

○**教育長** 日程第3 報告第6号 令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第3 報告第6号 令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の影響を受け、幼稚園に就園することが経済的に困難、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者

に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** 只今の報告につきまして、何かご質問等ございませんか。  
ご質問等がないようなので、異議なしと認め、議事を進めます。
- 

#### 日程第4 報告第7号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

- 教育長** 日程第4 報告第7号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第4 報告第7号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。  
提案理由、令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱及び令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の制定のため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 大平委員** この制度は昨年度と同じ内容と理解してよろしいですか  
○**事務局長** そのとおりです。令和2年度から始まり今年度で3年連続となります。  
○**教育長** その他、ご意見ご質問はございませんか。  
ご質問等がないようなので異議なしと認め、議事を進めます。
- 

#### 日程第5 報告第8号 令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について

- 教育長** 日程第5 報告第8号 令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第5 報告第8号 令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受け、保育所等を利用することが経済的に困難な状況にある子どもの保護者に対し負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 援助費の上限を超える分については実費だと思いますが、実際の補助申請額のどのくらいでしょうか。

○**幼児教育課長** 申請者のほとんどの方が月額3,000円の補助を受けています。

○**教育長** その他、ご意見ご質問はございませんか。

ご質問等がないようなので、異議なしと認め、議事を進めます。

---

#### 日程第6 承認第4号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第6 承認第4号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 承認第4号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市青少年育成推進員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市青少年育成推進員設置規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○森下委員 定員はありますか。

○生涯学習課長 定員は10名以内となっています。令和3年までは10名の方に委嘱していました。

○加藤委員 青少年育成推進員の方にはご尽力いただき感謝しています。新たな視点で青少年育成にご尽力いただけるよう推進員の委嘱を、計画的に行えると良いと思います。

○事務局長 この後の委嘱の議題にも関連しますが、年数やバランスを考え計画的にご協力いただけることが望ましいと思います。退任された方につきましても、引き続き貢献していただけるよう検討していきたいと思います。

○教育長 その他、ご意見ご質疑等はございませんか。

ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認めます。承認第4号 原案のとおり、承認とします。

---

### 日程第7 承認第5号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第7 承認第5号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第7 承認5号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、スポーツ基本法第32条第1項及び瑞穂市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 私がスポーツ推進委員の活動を見られるのは、巢南スポーツフェスタですが、コロナ禍においてどのような活動をされているのか教えてください。

○事務局長 コロナ禍においてはスポーツを行うのは難しいところはありますが、推進委員の方たちは、スポーツの指導をすることはもちろんですが、どちらかと

いうと地域のコーディネーターとして瑞穂市の総合計画にある将来像に向けて様々な事業を行い地域に伝えながら、地域の課題を行政へフィードバックしてもらおうということが現在の役割に変わってきております。去年は瑞穂大学で座ってできる簡単な体操であるとか、瑞穂市のスポーツ推進委員が開発されたみずほ体操を普及、推進しています。その他軽スポーツとして、ゲートゴルフというものを考案され、大会も開催しております。スポーツ団体としては、この方々のほかに体育協会であるとか、子供の場合でしたらスポーツ少年団であるとか、総合型地域スポーツクラブであるLink-upみずほがありますので、役割分担をしながら協力して活動しています。瑞穂市のスポーツ振興をしていくうえで一番トップの位置にいて、調整しながら各々団体がカバーしきれないところをカバーしてもらっているという認識でいます。

○**教育長** その他、ご意見ご質問等よろしいでしょうか。

ご意見ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認めます。承認第5号原案のとおり、承認とします。

---

## 日程第8 承認第6号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第8 承認第6号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第8 承認第6号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求めます。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）の規定により、補欠による社会教育推進員の推薦があったため新たに委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ただいまの説明につきましてご質問ありましたらお願いします。



○大平委員 社会教育推進員には、報酬が支払われていると思いますが、自治会において2名選出する場合は、2名分の報酬が支払われるということでしょうか。

○事務局長 そのとおりです。選出人数は、自治会の規模にもよりますが自治会の判断で決定していただいています。社会教育推進員の活動は校区別の活動がメインになっています。地域に密着していると認識しておりますので、私どもとしては自治会の現状なり課題をこちらへ伝えていただいて、その地域で何をすれば一番いいかということ、言葉で言えば「まちづくり」になりますが、それを考えて推進してもらえるのが私どもとしては理想とするところですが、1年交代が多いので、前年やっていたことを引き継いで消化していくのが現状ではないかと思っておりますが、そこを何とか打開していきたいと思っております。

○大平委員 巢南地区ではサマーフェスタを社会教育推進委員に実施していただいておりますが、コロナ禍だと今までのことができなくなり、子供たちを交えた懇親ができなくなっています。それで子供たちが活躍する場も作れない。今年は実施するのかということが巢南中学校校区でも話題になって、飲食を伴わない形で何か活動できないかとか、一緒に考えようといって投げかけているところです。地域によって実態は異なると思いますが活動の場が減っているのが現状です。皆さんの話を聞くと社会教育推進員が地域のリーダー的役割を担っていることをあらためて感じました。

○教育長 その他、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

ご質問等がないようですので、全委員異議なしと認めます。承認第6号 原案のとおり、承認とします。

---

### 日程第9 議案第11号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について

○教育長 日程第9 議案第11号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第9 議案第11号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則案を別紙のとおり提出する。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、市教育委員会

規則で定める申請書等の押印の見直しが完了したため、市教育委員会規則の廃止を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 今回規則の廃止は行いますが、要綱の特例についての廃止は行わないということですね。

○**教育総務課長** 対象の要綱のうち2件が未改正のため特例を継続します。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第11号については、原案のとおり、可決することと致します。

---

### 日程第10 議案第12号 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事の計画について

○**教育長** 日程第10 議案第12号 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事の計画について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第10 議案第12号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市学校施設等長寿命化計画に基づく改修を実施することにより、施設の長寿命化を図り教育環境整備を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 今回の工事に体育館は含まれていないということですか。

○**教育総務課長** そのとおりです。

○**加木屋委員** 工事は夏休みを利用して行う予定ですか。

○**教育総務課長** 夏休み期間を優先して実施します。

○**森下委員** 建物が古いということですが、耐震工事は終了していますか。

○**教育総務課長** 終了しています。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第12号については、原案のとおり、可決することと致します。

---

### 日程第11 議案第13号 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事の計画について

○**教育長** 日程第11 議案第13号 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事の計画について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第11 議案第13号 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、常に安全で快適な学校環境を整えるため、屋外運動場改修をおこなうもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** クラブハウスを取り壊しますが、移転先は確保されていますか。

○**事務局** 平成30年に校舎の北側にテニスコートを整備させていただいておりまして、そこにクラブハウスの方を作らせていただいています。

○**加木屋委員** グラウンドにトイレはありますか。

○**事務局** 駐輪場のところと体育館の東側の2箇所あります。

○**教育長** その他、ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第13号については、原案のとおり、可決することと致します。

---

### 日程第12 議案第14号 瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備工事の計画について

○**教育長** 日程第12 議案第14号 瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備工事の計画について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第12 議案第14号 瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備

工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、難聴教室として活用するため防音対策及び支援サイン設備等を整備し教育環境の向上を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○加木屋委員 支援サイン設備についてご説明願います。

○教育総務課長 回転するランプのようなものが3種類ございまして、1つはプログラムチャイムに接続した状態になるもの。2つ目は自動火災報知設備に接続したもので光の種類で児童にお知らせするものです。3つ目は予備用です。今回の工事で新たに付けさせていただく設備になります。

○加木屋委員 今後穂積小学校区以外の児童が通学することになった場合は、穂積小学校に登校することになるのか、新たに環境を整えていくのかどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長 通級につきましては、多くの学校でスペースを設けていますが、言語教室については、穂積小学校に通って頂いています。難聴教室につきましても穂積小学校に設置しますので、校区外の児童であれば穂積小学校に通っていただくこととなります。今後人数が増えれば教員の配置も踏まえて検討することとなります。

○教育長 その他、ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第14号については、原案のとおり、可決することと致します。

---

### 日程第13 議案第15号 給食センター運営委員の委嘱について

○教育長 日程第13 議案第15号 給食センター運営委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○給食センター課長 日程第13 議案第15号 瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂

市教育委員会規則第6号)第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市給食センター条例(平成19年瑞穂市条例第14号)第8条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○加藤委員 委員会の開催時期や内容について教えてください。

○給食センター課長 運営委員会につきましては、会議の回数の規定はございませんが、現状、年2回7月と3月に開催しております。異物混入事案が発生したときには臨時で会議を開催することもできます。かつて平成26年には、麺の中に金属片が入っていたということで、臨時の委員会を開いたことがあります。内容につきましては、アレルギー給食の提供、給食費の徴収、献立の内容についてご審議を行っていただいています。

○教育長 その他、ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第15号については、原案のとおり、可決することと致します。

---

#### 日程第14 議案第16号 令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

○教育長 日程第14 議案第16号 令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第14 議案第16号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第2条第1項第4号の規定に基づき、令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)及び教科用図書採択地区の設定(昭和43年岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 只今の説明につきまして、ご意見ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認めます。議案第16号については、原案のとおり、可決することと致します。

---

**日程第15 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について**

○**教育長** 日程第15 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第15 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第2回瑞穂市議会臨時会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 歳出の保育所管理費に計上してある空気清浄機は各園全教室に配置するということでしょうか。

○**幼児教育課長** 子供たちを守るという観点から3つのものを購入する予定をしております。1つ目が大型のごみ保管用のストッカーです。現在使用済みの紙おむつにつきましては、保護者の方に持ち帰っていただいておりますが、保育所で処分しようとするには一時的に保管する場所が必要になりますので購入するものです。受け渡しがなくなるということで、感染症拡大のリスクを抑えられると考えております。

2つ目が空気清浄機で、最近では飛沫感染だけではなくてエアロゾル感染が増えてきているということで購入するものになります。各部屋の面積に合わせて1台ずつ購入させていただきます。

3つ目がおひるね用コットというものを購入しようと思っております。最初は間隔をとって布団を敷いて寝ていますが、寝返りを打って段々子ども同士の距離

が近くなることや重なってしまうことがあります。3密の回避ということから保育士が移動させるなどをしますがそれでもくっついてしまうということなのでその対策として購入するものです。床からの高さもあるベッドなのでほこりも吸い込まないですし、メッシュ構造なので水洗いが可能なことから、衛生的にも非常に優れています。感染状況が今後も続くということも考えて、園児の安全を守るということから備品購入費を計上させていただいております。

○大平委員 おひるね用コットというのは、全園児分ですか。

○幼児教育課長 そのとおりです。

○加木屋委員 おひるね用コットについてですが、衛生的でコロナの感染対策にも効果的なものだとは思いますが、おひるね時に全園児分を扱うことについて先生方のご意見を聞かれたのかということと、コットから転落する危険についての2点お伺いします。

○幼児教育課長 手間の部分に関しましては置くだけのものになります。掛布団などは必要となりますが、布団を敷くことに比べると楽になりますし、収納時には重ねて積むことから負担も少なくなります。安全性は床から14cmの高さで身体が沈み込み、ハンモックのように包み込まれるような形ですので落ちることがまずないと考えます。仮に落ちたとしても大丈夫ということでございます。

○教育長 その他、ご意見ご質疑等ございませんか。

全委員異議なしと認め、意見聴取を終了します。

---

## 日程第16 その他

○教育長 日程第16 その他です。

事務局長から順にお願いします。

○事務局長 別段ございません。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 新聞報道もございましたが、ほづみ幼稚園バスに軽自動車が目撃される事故がありました。幼稚園バスが停車しているところに、市内にお住まいの方が運転する軽自動車が目撃された。事故発生時には園児2名と職員2名と運転手1名の5名が乗車していましたが、いずれもけ

がはないということでございます。お子さんについては1週間経過観察を行うと伺っておりますが、事故発生日以降特に調子が悪いということの報告は受けておりませんので大丈夫だと思われまます。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 学校ですが、毎日のようにコロナ陽性の報告は受けていますが、今のところ教育委員会が指示して対応した事案は、同じクラスに陽性者が2人出て、発熱症状の欠席者が3人いるということで、その日は給食を食べて早帰りをし、翌日の木曜日、金曜日を学級閉鎖としました。土、日もあるので4日間行動抑制をとって月曜日を迎えてくださいという指示をしました。陽性者は増えましたが欠席者以外はみんな元気に登校をしているということです。先生方も元気に今のところ年度初めを迎えました。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 同じく新型コロナウイルス関連のお話をさせていただきます。保育所におきましても第6波の時と変わらず、幼い子供たちへの感染が収まらないという状況です。新年度に入っても状況が変わることはなく、4月からの累計で約30人は感染しています。新聞紙面では瑞穂市以外においてクラス閉鎖や休園、クラスターというような状況に追い込まれるようなことが毎日のように見られるという状況です。当市でも保育所におきまして複数名の感染者が見られましたので、園医、保健所の判断を受け、4月の12日から16日まで5日間、該当クラスをクラス閉鎖としました。本日から無事に開所ができましたので安堵をしております。また保護者の皆様におかれましては、年度初めの非常にあわただしい時期だと思いますが、仕事をお休みいただきまして、クラス閉鎖という教育委員会の判断にご協力いただき非常に感謝をしております。

保育所においても引き続きマスクの着用、3密の回避、換気等基本的な感染症対策を実施していきます。もしご本人の体調の悪いときは登所を控えていただくことを徹底しながら開所していきたいと考えています。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** まずもって4月3日の中山道大月多目的広場竣工式に教育委員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。それに伴いまして竣工



式以降の大月多目的広場の利用状況をお手元にお配りをさせていただきました。こちらにつきまして午前、午後ということで決まった時間ではございませんが、一度ずつ職員が現場に足を運び、利用者の集計を行いましたので利用人数と天気を記載させていただきました。土曜日、日曜日、休日におきましても職員が現地に出向き利用状況等を確認させていただいて、把握できたものについて計上させていただいております。4月4日以降ですと、小学校中学校の春休みの期間中ということもあり多くの方にご利用いただいておりますのと、土曜日、日曜日ですと、お母さんお父さんが小さいお子さんをお連れいただいで、高いすべり台と一緒にすべったりしてご利用をいただいているという状況を把握できております。利用状況といたしましては4月4日からの累計で約3,400名の方にご利用いただいているという状況のご報告です。

3月の定例会に提出しました、第三次瑞穂市子どもの読書活動推進計画が冊子としてできてまいりましたのでお配りをさせていただいております。

令和3年度瑞穂市PTA活動の記録も冊子ができてまいりましたのでお配りをさせていただいております。

**○教育長** 最後に私からお話しさせていただきます。先日園長校長会がありましたので、保育所と幼稚園と小学校、それから小学校中学校との連携ということを中心に大事にしてほしいというお話をさせていただきました。これは保育所の所長会の中でも同様に話をさせていただきまして、保護者の立場に立ち、12年間を通して瑞穂の子供たちを育てていきたいという意識を持ってほしいということの話をしました。

それから、校長先生方には、教職員が働きやすい職場づくりを運営していくというのは子供たちのためになると思って、その部分に力を入れていただきたいということを伝えました。例えば校長である管理職自らが職員とコミュニケーションをとるということです。ちょっとした気づきです。4月当初は誰でも頑張りたいと思って勤務しておりますので、そういった校長からの目配り、あるいは困ったら困ったとか、助けてほしいということが言えるような環境を作っていくことが、先生たちが気持ちよく働ける環境作りだと思っています。それは病気になったりとか、倒れたりという職員を出さないということにもなるし、先生たちが笑顔でいることが子供たちにとっては学校生活が楽しいと感じることにつながると

思うので、まずはそこから始める必要があるということをお話しました。

それからもう1点は危機管理意識を持ってほしいということです。自分の校長時代の例も出しながら話をさせていただきました。年度当初で言うと個人情報の管理です。家庭環境調査票、健康状態、5月にかけて家庭訪問もありますので、書類の管理ということも話をさせていただきました。

あわせて、危機管理意識というのはいろんな機会をとらえて校長先生自らが職員に訴え続けてほしいということをお話しました。不祥事とは言いませんが危ない事案等があったりしたときに、アンテナを管理職が高く持って、自分のところの職員に訴えたり、高い意識で見て、何か危ないと思ったら打ち合わせ等で啓発するというようなことを行い、常に高い意識を持ち続けられるような語り掛けを年間通してやってもらいたいというようなことを話させていただきました。

いまのところ、学校教育課長がお話されたように特に大きなトラブル等はないので、いいスタートが切れたのではないかと考えていますが、当然いろいろあって、いろいろな子供、保護者がいますので、学校の管理職を中心に対応をしてくれていると思うので、教育委員会との連携を図りながらやっていけばいいのではないかという思いでいます。簡単ですが私の方からは以上です。

それでは次回の日程を決めたいと思います。定例会の前に総合教育会議の開催を予定しております。第5回定例会は、令和4年5月25日水曜日、午後2時から穂積庁舎において総合教育会議に引き続き開催する予定ですのでよろしくお願い致します。

第6回の定例会を、令和4年6月28日火曜日、午後2時から巢南庁舎3階の3-2会議室で開催しますのでよろしくお願い致します。

---

## 閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和4年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

**閉会 午後3時55分**

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年4月18日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

森下 伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。